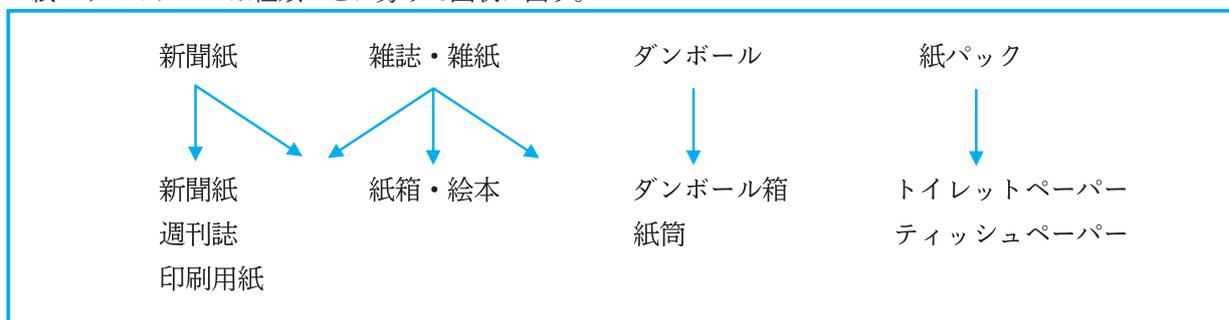


## SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

近年、排出するごみの量が増えています。ごみの量を減らすために自分のできることから始めましょう。私たちが見たり、読んだり、包んだりして使用した紙は、同じ種類で分ければ古紙として再生することができます。

紙のリサイクル ※種類ごとに分けて回収に出す。



- パンフレット
- コピー機
- 包装紙
- 紙類
- 紙箱

※古紙に混ぜてはいけないもの

- ①紙コップや紙皿など防水加工がしてあるもの
- ②レシートやファックス用紙
- ③汚れているもの
- ④プラスチックフィルムやアルミ箔が貼ってあるもの
- ⑤金紙や銀紙が貼ってあるもの



対象製品の原料に古紙を既定の割合以上使用していることを示すマーク。古紙利用製品の使用を拡大し、古紙の回収・利用を促進することを目指しています。内閣府所管の公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月より制定・運営している歴史あるマークです。

卵や果物の包装材、割れ物を守るクッション材、古紙ボード、住宅用断熱材など、脱プラスチック社会に向け、紙の需要が増大しています。紙をはじめとした大切な“資源”を「捨てない」「分ける」「集める」といった行動を心がけ、リサイクルの輪を広げていきましょう。

皆さまは、トイレトペーパー1ロール作るために、1Lの紙パックが6つ必要だということを知っていますか。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386  
住民環境課 ☎32-1104

## 交通遺児に対する激励金の支給について

県では交通遺児となった人が、くじけることなく、健やかに、かつ、たくましく成長し、勉学に励まれることを願って、毎年5月5日の「こどもの日」を基準日として激励金の支給事業を行っています。

### 対象

- ・5月5日現在、県内に居住し、交通事故により、父または母(すでに父母がいない場合はそれに代わる人)を亡くした人
  - ・義務教育終了までの人および高等学校などに在学中で満20歳未満の人
- ※交通遺児となった後に養子縁組した人、父または母が再婚し生計をともにする人は除く。

**支給額(1人当たり)** 乳幼児および小学生 15,000円、中学生 20,000円、高校生など 25,000円

**申込期限** 5月6日(金)※臨時対応あり

問 建設課 ☎32-5081